

▼トレーニングルーム  
有酸素マシン、筋トレマシンを使い、専門トレーナーがご自身に合ったトレーニングをご提案します。  
※初めてご利用する場合、運動の効果、安全性・危険性などについて学んでいただくため、講習会への参加が必要となります。詳しくは、トレーニングルーム専用電話(0493-59-88

自分自身にあった運動や休養により心身の健康を整え、人と人とのふれあいを大切に心豊かな日々を過ごしていただく拠点として大いに活用してください。

「生き生きふれあいプラザ  
やろぐ」の案内



長生きがい課からのお知らせ  
TEL 0493-62-0718

今年度のテーマは、「受動喫煙のない社会を目指して」私たちができることをみんなで考えよう」です。  
たばこの煙は、喫煙者本人だけでなく、周りの人の健康にも害を及ぼす可能性があります。この機会に、禁煙について考えてみませんか。

5月31日から6月6日は  
禁煙週間です

福祉課からのお知らせ  
TEL 0493-62-0716

第12回戦没者等の遺族への  
特別弔慰金申請受付

令和7年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順序による先順位のご遺族お一人に支給されます。

戦没者等の死亡当時のご家族で

- 1 弔慰金受給権者(前回受給者含む)
- 2 子
- 3 戦没者の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等以内の親族(甥姪等)※戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面27.5万円(5年償還の記名国債)  
請求に必要な書類

- 1 本人確認書類
- 2 令和7年4月1日(基準日)現在の戸籍抄本
- 3 その他請求者の状況に応じて必要な書類※必要な書類はケースによって異なりますのでお問い合わせください。

請求期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日

社会調査へのご協力をお願いします

毎年6月1日を基準日として、民生委員・児童委員が担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するため、各家庭を訪問し、それぞれの家庭の状況を伺う社会調査を実施しています。

調査結果は、町の福祉施策の大切な基礎資料として活用させていただくものです。個人のプライバシーは固く守りますのでご理解とご協力をお願いいたします。

民生委員・児童委員とは

地域住民を支援するボランティアです。委員は、地域福祉向上のため、住民のみなさんの身近なところで、住民の立場に立つて相談を受けるほか、地域住民と関係行政機関とのパイプ役として、福祉の向上に努めています。なお、民生委員・児童委員(41人)のなかに児童問題を専門に担当する「主任児童委員」(2人)がいます。相談内容等、個人の秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

健康いきいき課からのお知らせ

TEL 0493-59-6911

暑くなる前の体づくり  
暑熱順化

「暑熱順化(しよねつじゅんか)」とは、身体が暑さに慣れることです。暑さに慣れていないと熱中症になる危険性が高くなるので、本格的に暑くなる前から、運動や入浴を通じて汗をかくなど、身体を暑さに慣れさせることが大切です。暑熱順化には個人差がありますが、数日から2週間程度かかりますので、余裕をもって備えましょう。  
効果的な運動 (屋外ウォーキング、ジョギング、サイクリングなど(屋内)筋トレ、ストレッチ、入浴など)  
注意 実施時は個人の体質・体調、その日の気温や室内環境に合わせて無理のない範囲で行いましょう。

また、水分や塩分を適宜補給して、熱中症に十分注意してください。

ハンセン病を  
正しく理解しましょう

《ハンセン病とは》  
遺伝病ではなく、感染力の極めて弱い細菌による病気です。すぐれた治療薬により治るもので、早期に治療すれば、身体に障害が残ることはありません

野外焼却の禁止



廃棄物の野外焼却は、原則禁止です。やむを得ず軽微な焼却をする場合も煙の量や臭いが近所の迷惑にならないように近所の理解を得るなどの配慮をお願いします。詳しくはホームページをご覧ください。

まちづくり整備課からのお知らせ

TEL 0493-62-0721

道路に段差解消(乗り入れ)  
ブロック等を設置しないで  
ください

ご自宅や駐車場に車両で出入りしやすいように出入口前の道路上に段差解消(乗り入れ)ブロックや鉄板等を設置することは、禁止されています。

道路を走行する自転車やバイクの転倒事故が発生するおそれがあるほか、歩行者にとっても危険です。また事故が発生した場合には、物件の設置者(所有者または使用者)に損害賠償責任がおよぶことがあります。

道路上の排水機能を損ねるため、道路冠水の原因になることもあります。段差解消ブロック等を設置されている場合は、速やかに撤去してください。ご自宅や駐車場と道路との段差を解消

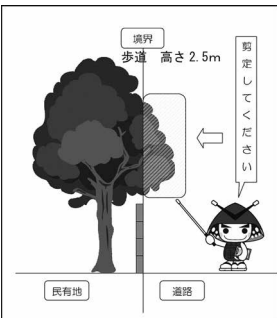
ん。わが国には感染源となるものはほとんどありません。身体の変形は後遺症にすぎません。

《ハンセン病患者家族に対する補償金の支給などに関する法律に基づく補償金について》

ハンセン病患者家族に対する補償金の支給などに関する法律に基づく補償金の請求期限が令和11年11月21日までに延長されました。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

保健医療部 疾病対策課  
TEL 048-830-3598

東松山総合法律事務所  
弁護士 笠原徳之 弁護士 五十川剛俊 弁護士 瀬戸一哉  
予約受付電話 0493-81-3744  
あなたの街の近所にある弁護士事務所です  
相続 事故 離婚 借金 刑事 何でもご相談下さい  
東松山市松葉町2丁目1番13号  
HP <http://www.hmlf.jp> E-Mail [info@hmlf.jp](mailto:info@hmlf.jp)



民地の樹木が倒れると、道路が通行止めになるなどの交通障害が発生し、危険な状態になります。  
枯れ木はもちろん、一見丈夫そうな樹木でも生茂った枝葉の重さで風雨に耐えられず、突如、根元から倒れてしまうケースもあります。

宅地の生垣なども道路に伸びていると通行の妨げになり、特に通学路などの場合は危険です。車道の場合は高さ4.5m、歩道の場合は高さ2.5mの空間に樹木等が入らないようにしてください。

道路に隣接する所有地に、樹木や生垣をお持ちの方は、適切な維持管理をするようお願いいたします。